

公益社団法人
長野県宅地建物取引業協会
長野支部会員各位

長野市建設部建築指導課担当

所有者不明空家等の買付証明について（依頼）

長野市では、年々増加する所有者不明の空家等を解消するため、改正民法の所有者不明土地・建物管理制度による裁判所への申立てを行っておりますが、本年度も事業の候補となる下記物件について申立てを行う予定です。

つきましては、貴支部の会員の皆様の中から本市に買付証明書を提出いただける事業者を募集いたします。

ご多忙とは存じますが、買付証明書につきましては、8月21日までに直接、建築指導課空き家対策室まで提出をお願いいたします。

提出いただいた買付証明書は、裁判所への申立ての際に提出いたしますが、不動産は裁判所から選任された財産管理人により売却されることとなりますのでご了承ください。

また、本件はまだ計画段階であるため、周辺住民等第三者への情報漏洩がないようご留意をお願いいたします。

なお、今回の買付証明募集の前提として、長野市が裁判所に申し立てる都合上、「附属する物置は、購入後解体する」ことを買付条件に必ず記入願います。

「物置を購入後解体する」記述のない買付証明書は裁判所に提出できかねますので、ご了承ください。

記

案件 所在地：長野市大字上駒沢 86-10、94-6

概 要：木造平家建 72.32 m²

添付資料

1. 空家等概要・位置図
2. 配置図（航空写真）
3. 現場写真
4. 登記簿謄本
5. 公図
6. 平面図
7. 買付証明書
8. 買付証明書記入例

【問合せ先】〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市建設部建築指導課空き家対策室

担当 小林一夫、小林竜太

TEL:026-224-8901 FAX:026-224-5124

Email:shidou@city.nagano.lg.jp